

申告に必要な書類

1. 所得者全員

(1) 一般的な書類

- ①源泉徴収票(給料・年金受給者)
- ②生命保険料控除証明書(簡易保険、生命保険、共済掛金)
(個人年金保険料)
- ③地震保険料控除証明書(経過措置:条件を満たしている場合、長期損害保険料払込証明書も可)
- ④医療費領収書(前年の支払金額が10万円以上、又は、所得の5%以上ある場合)
持参する際は、各個人毎・各病院毎に分けて持参下さい。
- ⑤印鑑(預金通帳に使用している印鑑:所得税納付予定者)
- ⑥預金通帳の口座番号を調べてきてください(申告者全員)。
- ⑦所得税の確定申告書(税務署から送付されたもの一式)
- ⑧番号確認書類(通知カード、マイナンバーカード、個人番号付住民票)
- ⑨身元確認書類(運転免許証、公的医療保険の被保険者証、パスポート、身体障害者手帳等)

領収書でなく
証明書を

持参すること。

2. 家屋、土地、立木の売却収入のある方

(1) 町、県、国等に売却した場合

公共事業用資産の買い取り等の証明書、売買した金額、入金日のわかる書類等

(2) 個人に売却した場合

売買した金額、入金日のわかる書類等

3. 営業・農業等事業所得者

ご自分で、収支内訳書を書いてくる方は、下記資料は持参する必要はありません。

(1) 事業に関する書類

- ①収入金額の精算書等、売上金額、手数料等がわかる書類
- ②機具等を購入した日付と金額のわかるもの
- ③資材購入販売証明書または領収書
- ④制度資金利息支払証明書
- ⑤雇人費が分かる書類(住所・氏名がわかるようにして下さい。)
- ⑥農業に使用する車両・建物等の修繕費の領収書
- ⑦共済金等の領収書
- ⑧施設利用料・作業委託料の領収書
- ⑨動力光熱費の計算表(別紙)
- ⑩上記以外の、事業に関する費用(雑費等)の領収書

※申告時間短縮のためにも事業収入のある方は、収支内訳書の記入にご協力下さい。

自分で記入計算をして、経営状況を把握することが必要です。

なお、農産物等で家事消費分、及び棚卸高も収入金額とします。

○詳しくは、田子町役場 税務課 税務グループ 20-7112(直通)まで連絡下さい。